



第 3 号(2の1) 平成18年2月24日発行

## 子宝祝金制度のご案内

南丹市の区域に引き続き3年以上居住(住民基本台帳による住民登録など)されている方が、第1子以上を出産した場合に支給されます。出生届提出時に各支所で申請をしてください。

●支給額 第1子 50,000円

第2子 100,000円 第3子 300,000円

●支給方法・・・認定式において各支所長より支給

※認定式において手渡し支給のため、支給日は後日お知らせします。

●申請に必要なもの・・・<u>印鑑、預金通帳(保護者名義で郵便局以外の普通口座)</u>
※併せて5歳未満の児童を養育されている方に支給されるすこやか手当
(振込支給)の申請をしていただくため、預金通帳をご持参ください。

◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課

TEL)園部 68-0011 八木 68-0022 日吉 68-0032 美山 68-0041 福祉事務所 TEL)68-0007

### チャイルドシート購入助成金制度のご案内

南丹市に居住し、住民基本台帳法による住民登録などをされている6歳未満の乳 幼児を養育および監護されている方がチャイルドシートを購入した場合に、助成金 が支給されます。

助成金の額は、上限を1万円とし、1子につき1回、購入本体費用が1万円未満の場合は、消費税額を抜いて、100円未満を切り捨てた額になります。

- ●申請に必要なもの
- 印鑑
- ・預金通帳(申請者名義で郵便局以外の普通口座)
- ・領収書(購入後6ヵ月以内であること レシートは不可)
- ・チャイルドシート本体 ※平成18年1月1日以降に購入されたものが対象です。

◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課

TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022 日吉 68-0032 美山 68-0041 福祉事務所 TEL) 68-0007

### 麻しん風しん予防接種はもう受けられましたか

平成18年4月1日から、予防接種法の一部改正により、麻しん風しん予防接種の対象年齢や接種方法、回数が変更されます。

現在、麻しんと風しん予防接種の対象者(生後12~90ヵ月)で、まだ予防接種を受けていないお子さんがおられる保護者の方には、早期にお子さんが接種を受けられることをお勧めいたします。

	対象者	接種方法
改正後	第1期:生後12~24ヵ月 第2期: <u>5歳以上7歳未満の者で、小学校</u> 就学の始期に達する日の前日まで の間にある者(いわゆる年長児)	麻しん風しん混合ワクチンを第1期、第2期で1回ず つ接種
改正前	生後12~90ヵ月	麻しんおよび風しんワクチンを別々に1回ずつ接種

注1: 平成18年4月1日からは、麻しん風しん混合ワクチンの接種が始まりますが、麻しんもしくは風しんのどちらかの予防接種をすでに受けておられる方は対象となりません。また、どちらかの疾患に罹患された方、生後24ヵ月以上の方も対象ではありません。

注2: 平成18年4月1日以降の接種予定日の時点で、生後12~24ヵ月の間の 方で、どちらの予防接種も受けておられない場合は、麻しん風しん混合ワク チンの対象となります。

◇問合せ先 健康課 TEL) 68-0006各支所 健康福祉課

TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022 日吉 68-0032 美山 68-0041

### 所得税、市・府民税の申告はお早めに!

平成17年中の所得に係る所得税、市・府民税の申告期限は、3月15日 (水) までとなっています。

まだ、申告がお済みでない方は、期限間近になると混雑しますので、税務署また は下記申告相談会場でお早めに申告をしてください。

平成17年中の収入が、給与や公的年金のみの方で、給与や年金の支払報告書が 支払者から市へ提出されている方は、申告の必要はありません。

その他の方は、所得税の申告が不要であっても、市・府民税の申告は行ってください。

【申告相談会場】 ※土曜日・日曜日を除く平日のみです。

南丹市本庁・園部支所	2号庁舎2階201会議室	<時間>
八木支所	1階市民ルーム	午前8時30分
日吉支所	2階產業振興課横申告会場	~午後5時15分
美山文化ホール	2階会議室	(正午~午後1時除く)

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL)68-0004 各支所 地域総務課 税政係

> TEL) 園部 68-0010 八木 68-0021 日吉 68-0031 美山 68-0040

### 平成18年産 農業所得の申告は収支計算です

『収支にかかわる書類の保管を!!』

平成18年産(今年産)農業所得の申告から標準申告(面積課税)が廃止となり、 実際の収入金額から必要経費を差し引く収支計算により申告いただくことになり ます。農業所得のある方は、平成18年に収穫する農産物の収入の分かる書類(出 荷伝票など)や必要経費の分かる書類(領収書など)を整理のうえ大切に保管し、 来年(平成19年2月~3月)の申告に備えましょう。

収支計算の算式

総収入金額

必要経費 = 所得金額

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL)68-0004 各支所 地域総務課 税政係

> TEL) 園部 68-0010 八木 68-0021 日吉 68-0031 美山 68-0040

### 浄化槽の使用廃止届について

浄化槽の使用を廃止されたときは、浄化槽法に定められた届出が必要です。 例えば、浄化槽から下水道や農業集落排水に切り替えられた場合は、下水道使用開始届と同時に南丹市下水道課へ浄化槽使用廃止届を提出してください。

それ以外で、浄化槽の使用を廃止される場合は、廃止から<u>30日以内</u>に届出をしてください。

使用しなくなった浄化槽は、悪臭や陥没・落下の原因になりますので、汚泥を抜き取り、清掃をし、空洞のまま放置せず、適切な処理を行ってください。

◇問合せ先 下水道課 TEL) 68−0054 FAX) 42−5616 Eメール)gesui@city. nantan. kyoto. jp

# ≪八木支所各課・係への問合せ先について≫

南丹市では、NTT収容局の関係で「八木」と「園部、日吉、美山」間で電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルしなければなりません。

『お知らせなんたん』の八木支所各問合せ先については、各課・係へ直接つながる直通番号を案内しており、八木町内から直通番号に電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけいただくことになります。

なお、八木町内から八木支所「42-2300」に電話をしていただければ、 必要な部署(本庁・支所の各課・係等)へ転送をしますので、市内通話料金でお 問い合わせいただくことができます。

通話料金は、市内通話の場合は昼間3分8.5円、市外通話の場合は昼間3分20円となります。